

改正 2021年10月26日

2023年3月24日

(設置)

第1条 慶應義塾大学に、慶應義塾大学イノベーション推進本部（英文名称：Office of Innovation and Entrepreneurship, 以下、「本部」という。）を置く。

(目的と事業)

第2条 本部は、慶應義塾（以下、「義塾」という。）が産業界と連携し、義塾に集積する知識、技術、人材等の知的資産を活用してイノベーション・エコシステムならびにスタートアップ・エコシステムを形成することにより、先進的な知識集約型産業を生み出すプラットフォームとなることを目的として、次の事業を行う。

- 1 各学部・大学院研究科・附属研究所等（以下、総称して「学部等」という。）の、または学部等横断的な大型の組織間産学連携共同研究プロジェクトを「イノベーション・プロジェクト」として指定し、推進するための支援
- 2 義塾における研究成果を社会に移転するためのスタートアップの創業・成長を促進することおよびアントレプレナーシップを備える人材を育成するための支援
- 3 研究成果の知的財産権としての適切な保護、技術移転による活用および事業化のための孵化活動の支援
- 4 前3号に関する企画および点検・評価
- 5 その他、目的を達成するために必要な事業

(構成)

第3条 ① 本部は、前条の目的を達成するため、次の部門を置く。

- 1 オープンイノベーション部門
 - 2 スタートアップ部門
 - 3 知的資産部門
- ② オープンイノベーション部門は、産学連携共同研究プロジェクト推進のための基盤整備、競争領域の組織間連携プロジェクトの創出やマネジメント支援を担当する。
- ③ スタートアップ部門は、義塾の研究成果に基づいた教職員等の起業支援、情報収集と情報提供、マーケットコンサルティング、スタートアップにかかわる啓発・教育活動支援を担当する。
- ④ 知的資産部門は、知的財産権の創出支援、保護・維持・管理および活用、知的財産の活用による事業の孵化活動、知的財産権に係わる啓発・教育活動支援を担当する。

(組織)

第4条 ① 本部に次の教職員を置く。

- 1 統括本部長
 - 2 統括副本部長
 - 3 本部長
 - 4 前条第1項各号に定める部門の長（以下、「部門長」という。）
 - 5 所員 若干名
- ② 統括本部長は、研究担当常任理事がこれに当たり、本部を代表し、その業務を統括する。
- ③ 統括副本部長は、常任理事または兼担教員がこれに当たり、統括本部長を補佐し、統括本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ④ 本部長は、兼担教員または特任教員がこれに当たり、統括本部長、ならびに統括副本部長を補佐

するとともに、前条に定める部門の業務を統括する。

- ⑤ 部門長は、専任または兼担所員とし、前条に定める各部門の業務をそれぞれ統括する。
- ⑥ 所員は、専任、兼任または兼担所員とし、本部の目的達成のために必要な職務を行う。専任、兼任所員は、特任教員または研究員とし、実務専門家を任用する。
- ⑦ 本部は、次の組織と協働する。
 - 1 慶應義塾大学研究連携推進本部（以下、「研究連携推進本部」という。）
 - 2 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（以下、「KGR I」という。）
 - 3 慶應義塾学術研究支援部（以下、「学術研究支援部」という。）

（諸会議）

第5条 ① 本部に、次の会議・委員会を置く。

- 1 本部会議
 - 2 運営会議
 - 3 人事委員会
 - 4 利益相反マネジメント委員会
 - 5 知的資産実行会議
- ② 本条第1項第3号から第4号の会議・委員会の構成その他は、別に定める。
 - ③ 知的資産実行会議については、慶應義塾発明取扱規程第11条に定める。
 - ④ 本部は必要に応じて特別委員会を置くことができる。特別委員会の構成その他は、別に定める。

（本部会議）

第6条 ① 本部会議は、次の者をもって構成する。

- 1 統括本部長
 - 2 統括副本部長
 - 3 本部長
 - 4 各部門長
 - 5 各学部長
 - 6 大学院各研究科委員長
 - 7 塾監局長
 - 8 研究連携推進本部長
 - 9 KGR I 所長
 - 10 学術研究支援部長
 - 11 その他、統括本部長が必要と認めた者
- ② 本部会議は、統括本部長が招集し、その議長となる。
 - ③ 構成員の任期は、役職で選任された者はその在任期間とするが、その他の者は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
 - ④ 本部会議は、本部の基本方針を策定するとともに、本部の目的達成に関する事項を審議する。

（運営会議）

第7条 ① 運営会議は、次の者をもって構成する。

- 1 統括本部長
 - 2 統括副本部長
 - 3 本部長
 - 4 各部門長
 - 5 研究連携推進本部長
 - 6 学術研究支援部長
 - 7 その他、統括本部長が必要と認めた者
- ② 運営会議は、統括本部長が招集し、その議長となる。

- ③ 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。なお、議長に対し、あらかじめ会議の日時、議題を指定して、委任状を提出した者は、出席者に算入する。
- ④ 運営会議は、次の事項を審議する。
 - 1 本部の運営に関する事項
 - 2 本部の教員人事に関する事項
 - 3 その他必要と認める事項
- ⑤ 前項第2号は、職員を除く出席構成員の3分の2以上の賛成により議決する。

(特別推進室)

- 第8条 ① 統括本部長は、必要に応じて特別推進室を置くことができる。
- ② 特別推進室の内規は別に定める。

(教職員の任免)

- 第9条 ① 統括本部長は、研究担当常任理事をもって充てる。
- ② 統括副本部長は、統括本部長の申請に基づき、塾長が任命する。
- ③ 本部長は、兼担教員の場合は、統括本部長の申請に基づき、塾長が任命し、特任教員の場合は、運営会議の推薦に基づき、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。
- ④ 部門長は、兼担所員の場合は塾長が任命し、専任所員の場合は、運営会議の推薦に基づき、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。
- ⑤ 所員のうち、専任、兼任所員は運営会議の推薦に基づき、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。
- ⑥ 所員のうち、兼担所員は統括本部長の申請に基づき塾長が任命する。
- ⑦ 兼担の統括副本部長、部門長、兼担所員の任期は2年とし、重任を妨げない。任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(事務組織)

- 第10条 本部の事務は、学術研究支援部が行う。

(規程の改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、塾長が決定する。

附 則

この規程は、2018年11月1日から施行する。
この規程は、施行後4年を目処に見直すものとする。

附 則 (2021年10月26日)

この規程は、2021年11月1日から施行する。

附 則 (2023年3月24日)

この規程は、2023年4月1日から施行する。